

の条件に年間労働日数は含まれていない。ところが、年間労働日数が正社員の四分の三にあたる175日を越えているか否かということが雇用保険の加入率に影響を及ぼしているのである。これは、事業所が非正社員への雇用保険適用に際し、週労働時間のみならずおよそその年間労働日数を考慮していることの表れとも考えられるし、また年間労働日数が175日に満たない人の中には臨時的雇用や季節的雇用の人が多いことを表しているのかも知れない。また、雇用保険が夫婦ではなく個人を単位とし、加入・未加入に関する誤解や不正確な回答が相対的に少ないことから、前節の健康保険の分析では見えにくかった労働日数と加入率との相関関係がはっきりと表れているのかも知れない。

年収90万円未満の非正社員の加入率が所定内労働時間30時間以上になると高くなるという点も会社への貢献度と加入率との比例関係を表している可能性がある。ただし、本研究での「所定内労働時間」は推定値で事業所の就業規則のそれとは異なるためにバイアスが含まれている可能性がある。

また、販売職に就いている非正社員の雇用保険加入率が特に低いという発見も特筆すべきであろう。なぜなら、『消費生活に関するパネル調査』の「販売職」は『就業構造基本調査』などのそれとは定義が異なり、理容師・美容師やホームヘルパーなどを含んでいるからである<sup>4</sup>。自営業者に近いこれらの職種の雇用保険をどうするかが今後の課題となる可能性がある。

なお、先行研究の中には専門・技術職の方が生産・技能職や事務職よりも雇用保険加入率が高いという結果を導いている論文もあるが、本研究ではそのような結果は得られなかった。

#### 2.4.4 雇用保険からの失業給付の受給状況

以上では、非正社員の雇用保険加入状況について分析を行った。それでは、回答者は雇用保険からどの程度の割合で失業給付を受け取っているのだろうか。

『消費生活パネル調査』は「昨年と本年の勤め先が同じではない」と回答している人たちに離職に際し、雇用保険の失業給付を受けたかどうかを尋ねている。その回答を正社員と非正社員、無職者に分けて示したのが表2-11である。

本節のサンプルは正社員が延べ992名、非正社員が1479名であり、正社員と非正社員の離職率はそれぞれ6.75%と13.52%である。そして、転職した正社員の6%、非正社員の8.5%が雇用保険の失業手当を「受給した」と回答している。したがって、パネル1からパネル7までの7年間に雇用保険を受給した人の割合はそれぞれ0.4%と1.1%であったという計算になる。

他方、転職した正社員の35.8%、非正社員の20.5%が「受給しなかった」と回答し、転

---

<sup>4</sup>「店員、美容師、理容師、外交員、ウェイトレス、ヘルパーなど」と記載されている。

職した正社員の43.3%、非正社員の61.5%が「雇用保険に加入していなかった」と回答していた。

表2-11 雇用保険の失業手当の受給状況(%)

	受給した	受給しなかつた	雇用保険に加入していなかつた	無回答	合計 (回答数)
正社員	5.97	35.82	43.28	14.93	100.00 (67)
非正社員	8.50	20.50	61.50	9.50	100.00 (200)
合計	7.84	24.25	56.72	11.19	100.00 (267)

#### 2.4.5 まとめ

本節の分析では、従業員数100人以上の企業に勤め、所定内労働時間が週30時間を超え、年間労働日数が正社員の四分之三以上である非正社員の加入率がそれ以外の人と比べて高いことや「販売職」非正社員の加入率が低いことが明らかになった。また、非正社員のほうが正社員よりも離職率が高いため、失業手当受給率は非正社員の方が高いこともわかった。

中小企業に勤める非正社員やヘルパーのように自営業者に近く、労働時間を把握しがたい就業者の雇用保険加入をどう進めるかが今後の課題となろう。今後は自営業者と非正社員の働き方が接近していく可能性がある。それぞれの働き方に合った労働時間管理や雇用保障のあり方が望まれる。

## 2.5 非正社員の公的年金制度加入状況

日本の公的年金制度に関しては、国民年金に加入しない人(未加入者)や保険料を支払わない人(未納者)の増大という問題がある。2003年には、国民年金に加入していない人は99万人、保険料を支払っていない人は265万人いたと推定されている。政府はこの状況に対し、督促を行ったり、広報活動に努めたりしている。しかし、未加入者や未納者はさらに増大する傾向を見せている。

政府は、国民年金に加入しない人や保険料を支払わない人が増大している原因を、老後リスクの過少評価や制度に関する情報の不足、無理解などにあると考えている。もし、その通りであれば、啓発・啓蒙活動によって国民年金への加入を促進することができるかもしれない。しかし、未加入・未納問題は、就業形態の多様化と所得格差の拡大という現象から派生しているかも知れないのである。非正社員または自営業者の中には、年収が低く安定しないために年金保険料を払っていない人が含まれている可能性がある。以下では、男性の就業形態と年金保険料未納との関係について、データ分析から得られた結果を整理する。

### 2.5.1 夫の就業状態と公的年金保険料納入状況に関する記述統計

まず、『消費生活に関するパネル調査』のパネル1からパネル7までにに基づき、回答者の夫の職種と公的年金保険への加入状況を見たのが表2-12である。これによると、非正社員として就業する夫の16.9%、小規模商業・工業・サービス業の自営業主または家族従業者として就業する夫の8.9%が未納と回答している。

『消費生活に関するパネル調査』の夫の収入に関するデータは本人回答ではないため、信頼性に乏しいという指摘もあるかがこれを利用すると小規模商業・工業・サービス業の自営業主または家族従業者として就業する夫の23%は年収が300万円未満である。また、非正社員として就業する夫の36%が年収300万円未満である。

表2-12 夫の職種と社会保険料未納者割合

夫の職種	社会保険料「未納者」割合(%)	サンプル数
農林水産業自営業主および家族従業者	8.80	125
小規模商業・工業・サービス業自営業主または家族従業者	8.87	936
雇用者*	1.89	6333
うち正社員	1.59	6194
うち非正社員	16.90	106
その他および無回答	17.89	95

\* 正社員か非正社員か明らかでないサンプルを除いている。

## 2.5.2 夫の就業状態と公的年金保険料納入状況に関する推定

2.3および2.4では主として既婚女性の就業と社会保険加入状況について分析したが、以下ではパネル調査に基づき、夫の就業形態と公的年金保険料納入状況との関係に関する推定を試みる。夫の年金保険料未納率<sup>5</sup>を被説明変数とし、以下の変数を説明変数として推定を行った。

「正社員」を基準として「非正社員」「自営業主・家族従業者」「無職」

「一年以内の転職なし」を基準として、「一年以内の転職」

「40歳以上」を基準として、「20歳代」「30・34歳」「35・39歳」

結果は表2-13のようであり、男性においても、非正社員か自営業主・家族従業者または無職であれば、社会保険料未納の割合が有意に高くなることが確かめられた。また、転職した人の未納率が高くなっている。男性の場合は、年齢層によって年金保険料を「支払っていない」と回答する人の割合が異なり、20歳代と35・39歳の人に「支払っていない」人が多い。

## 2.5.3 まとめ

労働力の非典型化の議論はパートタイマーやアルバイトなど、一定の事業所を仕事場としながらも労働時間その他拘束の緩い労働者を念頭において進められることが多い。しかし、今後SOHOや在宅就労者、独立請負契約者などのように特定の事業所に勤めるのではなく、より柔軟に労働力を供給する労働者が増えてくることが予想される。そのような自営業者に近い雇用者をどのように社会保障でカバーしていくかが今後の課題と考えられる。

自営業者に近い雇用者の場合、収入・所得の変動は従来型の雇用者と比べて大きくなる。収入や所得が変動するような就業者にとって固定的な社会保険料の納入は難しくなっていくであろう。本研究において社会保険料を租税方式に改めることを提案するのはこのためである。

### 参考文献

安部由紀子（2003）「パート労働者の年金保険・健康保険・雇用保険加入」、小椋正立・デービッド・ワイス（編）『日米比較 医療保険制度』、日本経済新聞社。

日本総合研究所（2003）『税制・社会保障の基本構想』、日本評論社。

日本労働研究機構（2003）『非典型雇用労働者の多様な就業形態』、調査研究報告書 No.158。

<sup>5</sup> 租税・社会保険料を納入していないと回答していない人を年金保険料未納者として見做している。

表 2 - 6 健康保険に「加入していない」という回答に関する推定結果

	雇用者の妻		全既婚者	
	係数推定値	標準誤差	係数推定値	標準誤差
就業状況				
労働時間 20 時間未満、非正社員	-0.3141	0.2355	-0.3051	0.2392
労働時間 21-30 時間、非正社員	1.2159	0.1988**	1.0801	0.2036**
労働時間 30 時間以上、非正社員	0.6441	0.3007	0.5100	0.2985
正社員	-2.3930	0.4405	-2.5274	0.4413**
年間 175 日以上労働	-0.2494	0.1595	-0.0627	0.2060
自営業主・家族従業者	0.2677	0.2976	0.0495	0.2672
職種				
教員	-1.9147	0.9204*	-1.8927	0.9427*
教員以外の専門職	-0.2116	0.3934	-0.1241	0.3889
公務員	0.1754	0.4442	0.1568	0.4432
過去一年間の変化				
退職	0.8028	0.2233**	0.7217	0.2179**
転職	-0.1180	0.2894	-0.0524	0.2826
本人の年齢				
30-34 歳	-0.4317	0.1473**	-0.4292	0.1431
35-40 歳	-0.1646	0.1936	-0.2190	0.1863
年次				
1995 年以降	-0.2094	0.1303	-0.2887	0.1186*
夫の就業形態				
被用者			1.3282	0.2740**
保険料				
納めていない	0.6010	0.1410	0.6109	0.1351**
切片	-3.2465	0.2051**	-4.6536	0.3714**
対数尤度	-1555.2435		-1669.1316	
$\sigma_u$	1.6077	0.1063	1.6287	0.1028
$\rho$	0.4400	0.0099	0.4463	0.0095
サンプル数	6333		7489	

注 1：変動効果モデルを用いて推定している。

注 2：パネル 7 で追加されたサンプルを除いている。

\*\*： 有意水準 1% で有意      \*： 有意水準 5% で有意

表 2-7 非正社員の被用者健康保険への加入状況に関する推定

	雇用者の妻で非正社員	
	係数推定値	標準誤差
就業状況（週労働時間 30 時間以上が基準）		
労働時間 20 時間未満	0.4555	0.2531
労働時間 21-30 時間	-0.6663	0.2368**
年間 175 日以上労働	0.0937	0.2151
職種		
教員以外の専門職	-0.1691	0.5049
販売職	-0.8367	0.2798**
事務職	-0.5972	0.3220
勤め先の従業員規模（99 人以下が基準）		
100-999 人	0.9990	0.2657**
1,000 人以上	0.7520	0.3716*
勤め先の業種（サービス業以外が基準）		
サービス業	-0.1233	0.2608
過去一年間の変化		
転職	-0.2761	0.2774
本人の年齢（20 歳代が基準）		
30-34 歳	0.3908	0.2660
35-40 歳	0.2537	0.3186
年次		
1995 年以降	0.0550	0.2114
切片	1.0658	0.3797
対数尤度	-743.2308	
$\sigma_u$	2.2622	0.2305
$\rho$	0.6097	0.0147
サンプル数	1 4 3 9	

注 1：変動効果モデルを用いて推定している。

注 2：サンプルは非正社員のみである。教員と公務員を除いている。

\*\*：有意水準 1% で有意      \*：有意水準 5% で有意

表2-10 非正社員の雇用保険加入状況に関する推定の結果

説明変数	①就業日数100日以上の 非正社員		②週労働時間20時間以上で 就業日数100日以上の非正社員	
	係数推定値	標準誤差	係数推定値	標準誤差
就業状況*				
労働時間20時間以上25時間未満非正社員	-1.3666	0.7500		
労働時間25時間以上30時間未満非正社員	0.1189	0.3324	1.5907	0.7840*
労働時間30時間以上非正社員	0.5185	0.3406	1.6738	0.7782*
年間175日以上労働	0.8866	0.2999**	0.8638	0.2976**
年収(90万円以上をベースとする)				
年収90万円未満ダミー	-0.6850	0.2514**	-1.0641	0.3001**
職種(生産・技能職をベースとする)				
管理・専門・技術職	0.2593	0.6049	0.4858	0.6915
事務職	-0.2161	0.4251	-0.2673	0.4543
教員	-1.7613	1.1850	-2.5921	1.8604
販売職	-1.0860	0.3453**	-1.8923	0.6907**
企業の従業員規模(99人以下をベースとする)				
100-999人	0.9830	0.3218**	1.2185	0.3944**
1,000人以上	1.7994	0.4520**	2.0257	0.5342**
本人の年齢(24-29歳をベースとする)				
30-34歳	-0.0906	0.3136	-0.0560	0.3651
35-40歳	-0.8248	0.4024*	-0.8456	0.4836
年次	0.2529	0.0674**	0.2572	0.0808**
切片	-3.0498	0.6668**	-4.2898	1.0314**
対数尤度	-555.0838		-417.1904	
$\chi^2$	75.37		67.40	
サンプル数	1210		888	

注1：雇用保険に加入しているという回答出現率のオッズ比を被説明変数としている。

注2：官公庁に勤務する者と「正社員」「非正社員」の区別が不明なサンプルを除いている。

注3：変動効果モデルを用いて推定している。

#：非正社員全体をサンプルとする推定では週労働時間20時間未満をベースとしている。週労働時間20時間以上の非正社員をサンプルとする推定では週25時間未満をベースとしている。

\*：有意水準1%で有意。\*：有意水準5%で有意。

表 2 - 1 0 非正社員の雇用保険加入状況に関する推定の結果 (続き)

	③就業日数 100 日以上、週労働時間、年収 90 万円以上の非正社員	
	係数推定値	標準誤差
就業状況*		
労働時間 25 時間以上 30 時間未満非正社員	1.1822	1.0280
労働時間 30 時間以上非正社員	1.7460	1.0137
年間 175 日以上労働	2.1653	1.0657*
職種 (生産・技能職をベースとする)		
管理・専門・技術職	2.5578	1.4990
事務職	0.8855	0.7976
教員	-0.7975	2.1979
販売職	-1.8923	0.6907**
企業の従業員規模 (99 人以下をベースとする)		
100-999 人	1.7502	0.7044
1,000 人以上	2.0866	0.8710**
年齢 (24-29 歳をベースとする)		
30-34 歳	0.4355	0.6272
35-40 歳	-0.3996	0.7350
年次	0.2646	0.1395
切片	-6.7171	2.1921**
対数尤度	-224.4599	
$\chi^2$	18.68	
サンプル数	446	



表 2-13 年金保険料を「支払っていない」夫の出現率に関する推定

	夫が年金保険料を支払 っていない
夫の就業形態（正社員がベース）	
非正社員	2.1198 (0.2268)**
自営業主・家族従業者	2.0328 (0.4300)**
無職	3.0645 (0.4501)**
就業状態の変化（変化なしがベース）	
一年以内の転職	0.9949 (0.3471)*
年齢（35歳以上がベース）	
29歳以下	0.8654 (0.2572)**
30-34歳	0.2242 (0.2129)
35-39歳	1.1166 (0.4464)**
切片	-5.7515 (0.2681)**
対数尤度	-849.429
$\chi^2$	133.83
サンプル数	7489

注1：年金保険料を「支払っていない」夫の出現率のオッズ比を被説明変数としている。

注2：変動効果モデルによって推定している。

\*： 有意水準5%で有意。

\*\*： 有意水準1%で有意。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

分担研究報告書

労働力の非正規化と社会保障改革

分担研究者 和田 光平 中央大学経済学部助教授

研究要旨：非典型労働増加は、マクロ的あるいは社会保険事業者たる政府の立場からは、年金保険料の大幅な減収をもたらすということで問題であるとともに、ミクロ的あるいは被保険者個人の立場からすれば、基礎年金のみの者あるいは、未納により無年金者を増加させるということで、将来、問題が深刻となることが予想される。しかしこれらのこのように非典型労働を増加させたことは、年金制度が就業行動を規制しているということにも起因して、さらに問題を増幅させているため、公的年金制度の一元化を目指した根本的な改正が早期に必要である。

A. 研究目的

近年の非典型労働者の増加は、企業による流動的な経営状況に対応するための調節機能としての雇用という側面だけではなく、厚生年金保険料など法定福利費支払いの軽減あるいは、特に専業主婦によるパート労働に見られるように第3号被保険者への参入を企図した就業行動の結果と考えられる。今後、このような非典型労働者の増加が持続することによるマクロ的あるいはミクロ的な状況を把握するとともに、自由な就業行動を規制している年金制度をどのように改めるべきであるのかを考察することが本研究の主たる目的である。

B. 研究方法

我が国における公的年金制度の問題点を実証的に示すとともに、世代会計の分析手法を用いて、モデル化された年金類型別世帯の将来シミュレーションを実施することによって、現行公的年金制度がもつマクロ財政的な問題点、各世帯の受益負担の不均衡という問題点を明らかにする

C. 研究結果

これまでの動向では、若年非典型労働が増加しており、これらが厚生年金などいわゆる2階部分の未加入者を増加させることになる。また、基礎年金すらも未納・未加入割合が多いことが分かった。

また、年金加入類型別世帯で世代会計分析を試みたところ、やはり政府の厚生年金の未納・未加入、あるいは報酬比例部分の低さに起因する保険料収入の減収が大きかった。

D. 考察

今後、非典型労働者が増加することによって、政府の社会保険料収入は大幅に減収することになるのは、それだけ支払い社会保障給付も少なくなるわけだが、世代会計の観点から、コーホート間の受益負担の均衡を是正するためには少なくとも現行制度の範囲内では、それに対応した大幅な年金給付の削減、あるいは、特に2階部分の厚生年金の加入条件を、非典型労働者にも拡大するように緩和すべきであろう。

E. 結論

根本的な解決策としては、制度上、性差、年齢差、所属世帯タイプの差によって、労働者個人が不利益を被らないような年金制度へと変更し、公的年金が就業行動を規制しないよう、年金一元化に向けて、根本的な制度改革が必要である。

G. 研究発表

1. 学会発表

第453回人口学研究会「受益負担の世代間格差について—世代会計の観点から—」平成15年3月15日（土）於：中央大学

## 第3章 非典型労働と公的年金

### 3.1 はじめに

近年、急増する非典型労働であるが、雇用の形態も多様化し、従来のような年金制度が想定してきたような標準的なモデルに収まらない就業行動も増えてきている。そこで、本章では、まず、現行制度の枠内で、いわゆる非典型労働はどのように扱われているのか、またそこにどのような問題点があるのか簡単に整理して述べ、次に、現在、非典型労働が現行の年金制度のなかでどのような関わり方をしているのか記述的な統計を中心に確認する。最後に、年金制度も含めた社会保障制度のあり方を考える際に有用とされる世代会計の手法を用いて、非典型労働と典型労働と年金の受益と負担の関係についてシミュレーションし、それらの比較をすることで現行制度に内在する問題点をあきらかにするとともに、今後の年金制度のあり方について考えてみたい。

#### 3.1.1 若年非典型労働者と年金制度：フリーター問題を中心に

非典型労働者は一般的に正社員と比較すると、低賃金であるため、その絶対的な増大は、年金の保険料収入が抑制される。少子高齢化と同時並行的となると年金財政には二重のマイナス影響となってしまう。また、非典型労働者が典型労働へと移行しようとしても、就業経験不足や技術の未熟さなどのためにそれも困難であるため、保険料収入への貢献が今後とも期待できない。したがって、社会を「支える」はずの現役世代が、むしろ「支えられる」側に回るという事態が起こりえるのである。

年非典型労働者が保険に加入する場合の要件について、これは労働者の収入で判断されるのではなく、厚生年金の場合、法人あるいは5人以上の従業員を雇う個人事業所において、1日または1週の勤務時間、あるいは、1ヶ月の勤務日数が正社員と比較しておよそ4分の3以上であれば、常用的な雇用関係が成立しているとみなされ、その労働者は被保険者となる。実質的に非典型労働者であっても、国民年金だけでなく2階部分の厚生年金にも加入することができる。

しかし、年金の保険料は、健康保険の場合と同様に労使が折半することになっているのだが、企業の法定福利費のおよそ半分程度を占めるとされる厚生年金の保険料や、あるいは各種諸手当などの支払をできるだけ押さえようとして、非典型労働者の労働状態を、このような厚生年金の適用条件が満たされないような就業形態をとらせようとする傾向にある。また、企業としては、景気の変動という長期的な変化ならびに、日々の経営活動に連動する短期的な変化の両方に対応できるような雇用の調節機能として、非典型労働者を利用する傾向がある。

例えば、いわゆる専業主婦のパート労働の場合、年収130万円未満に押さえ込むような就業状態となるように企業側が管理して、被扶養者（第3号被保険者）とすれば企業の保

険料負担は必要なくなる。ただ、この場合、厚生年金の保険料は企業も労働者も拠出する必要はないのだが、第3号被保険者として認定されれば、夫の年金保険料は給与天引きされ確実に拠出され、将来、年金は給付される。しかし一方で、例えばいわゆるフリーターのように未婚で若年の非典型労働者の場合、配偶者がいなければ第3号被保険者として認定されることもなく、国民年金の保険料の納付は本人の自発的な意思によってなされなければならない、現在では滞納の傾向が強まっている。また、一般的にフリーターのように非典型労働志向の強い場合には、短期的な視野から、自由なライフスタイルを望むものも多く、いわゆるパラサイトシングル状態となっている場合も多い。この場合、特に20歳以上の学生の国民年金にその傾向が見られるのだが、自分に収入がない、所得に対する保険料の負担が大きいなどの理由から、現実的には親が保険料支払いを肩代わりしているケースもある。さらに、学生だけでなく、さらに年齢が上がってもこの状態が持続された場合、肩代わりする親が老齢年金の給付を受けている高齢者であれば、この年金は逆向きの世代間移転現象を引き起こしているのであり、制度の主旨からすれば本末転倒である。さらには、特に非典型労働者に限らず、若年者にあつては、自己の所属するコーホートが若いほど、拠出に対する給付額が少なくなるため制度そのものに対する漠然とした不安から、とくに国民年金のように自発的に支払いの意思を必要とする場合には、その制度に加入しない、あるいは制度そのものから離脱しようとする動機を高めてしまう。このような未納者割合の上昇が年金の空洞化加速させるのではないかと問題視されている。

また、フリーター本人の問題としても、仮に、正社員として就職して厚生年金に加入し、その後、給与天引きによって確実に保険料を支払っていたとしても、国民年金を含めて公的年金の期間を最低でも25年を確保しないと、65歳時点で老齢基礎年金の給付される資格が発生しないので給付金はゼロになる。また、国民年金は老齢基礎年金だけではなく、障害者になった場合の障害年金と、死亡時に遺族へ払われる遺族年金の機能もあるが、これが未納であると、これらの年金保障も受けられないというデメリットもある。そこで、未納を少しでも解消するために遡及して保険料を拠出しようとしても、法定時効により2年分の保険料しか納付することはできないことになっている。また、正社員としての就業が流動的になり、複数の企業への転職を重ねると、厚生年金の加入期間が曖昧となるケースも発生するため、給付金額を確定する際に問題となることもある。

若年労働者の場合、賃金だけで比較した場合、典型労働者も非典型労働者も賃金格差が少なく、労働内容も一見するとあまり違いが内容に思われるため、短期的な意思決定から、非典型労働を継続することにあまり違和感をもたないのかもしれないが、前者は従来のいわゆる年功序列賃金によって年齢とともに上昇する一方、後者の非典型労働者の賃金は年齢の影響をあまり受けず不変的である。技術が蓄積されにくいために、能力級の要素で賃金が増えるという効果もあまり期待できない。そのため、仮に、非典型労働者も一定の条件を満たして、厚生年金に加入したとしても、報酬比例部分によって支払保険料が異なり、非典型労働者本人に給付される老齢年金額が典型労働者と比較すると少なくなる。ま

た今後のこのように支払い保険料の少ない非典型労働者が現在の趨勢に沿って増大していけば、このような要因からも保険料収入全体の減少も懸念される。

さらに言えば、フリーターと呼ばれる若年非典型労働者の多くが、未婚であり、そのため無子である場合が多い。現在の年金財政が逼迫することが予想される根本的な要因は、出生率の低下、つまり少子化に帰結する。したがって、このような若年非典型労働者の増加は、現在でも低迷する出生率の低下現象を長期的には下方へ向かわせる効果を内在していることは非常に危険である。

### 3.1.2 女性非典型労働者と年金制度：専業主婦の第3号被保険者問題を中心に

一般的な傾向として、特に主婦を中心としたパートタイム労働者は、所得税の配偶者控除、あるいは廃止されることになったが配偶者特別控除の適用、あるいは企業の配偶者手当を受けようという観点から、その年収を103万円未満に押さえ込もうと労働時間を調整することがしばしば見られる。また、厚生年金の観点からも、社会保険料を拠出しなくても済むように、被保険者である夫の非扶養配偶者、すなわち、第3号被保険者としての認定を受けようとするために、妻は年収が130万円以内となるように年間の労働時間を調整する。これは、年金制度が、特に、有配偶女性による非典型労働の就業行動を規定、あるいは制限していることになる。

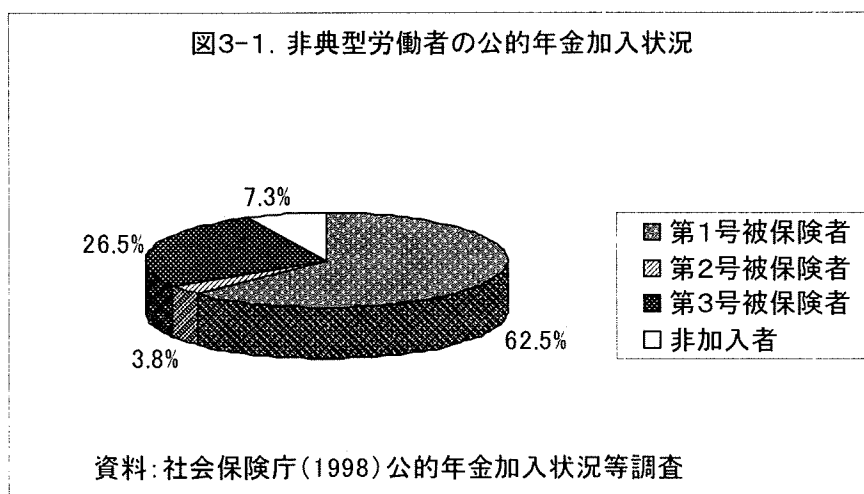
また、配偶関係別の平均余命を比較すると、男女とも、未婚であるよりも有配偶であるほうが、平均余命は高い。したがって、現行の制度が、女性の非典型労働者を増大させるような効果があるとすれば、未婚であって典型労働者として就業している場合と有配偶であり被扶養者、つまり第3号被保険者として認定されている場合とで、前者よりも後者のほうが相対的に長命で給付対象者集団に多く残存することになり、保険の逆選抜現象を引き起こしていると言える。確かに、年金制度は、長寿のリスクプールの機能をもち、とくに、男性よりも相対的に、平均寿命が長く、就業年数が短く、それでいて生涯賃金の低い女性に対する長寿のリスクを軽減する機能を現行の第3号被保険者の制度は有していることは事実である。しかし、現在のように女性の職場進出も急速に進んでいる状況のなかでは、働いて国民年金も厚生年金の保険料も払っている女性と、労使折半のうち労働者側の負担をすべて夫が支払っている専業主婦とでは、不平等意識が生まれていることが懸念される。

この問題は、もとより、年金制度の拠出も給付もその対象単位を「世帯」としているということにすべてが起因している。世帯を単位とすることによって、夫が就業に専念し、相対的に高い賃金を得られ、それに応じて報酬比例部分も高い保険料を拠出しているのは、妻が主婦を専業あるいは、せいぜい短時間労働に従事する程度に押さえ、家庭において家事や育児といった家計内生産活動を夫に代わり担当しているからであって、夫が支払う保険料は妻が払うべき部分も、その意味では含んでいるという比較優位性に基づいた解釈もなされている。また、育児は現実的に母親を中心とした特定の家族によって負担されて

いるにもかかわらず、その子どもが成長し労働者となり保険料負担者となってからのメリットは社会全体に及ぼすものであるため、育児を特に負担した専業、あるいは専業に近い主婦に対しては、年金の負担料の支払いを免除してもよいのではないかという出産・育児の外部性による解釈もあるが、就業と両立させながら育児もしている女性と比較すれば、不平等であることは間違いない。これまでは、離婚した場合、妻は年金がまったく給付されないという決定的な問題点があったが、これは制度改正により、年金分割として認められるようになったが、ともかくまだ、年金制度が女性非典型労働者の就業行動を制限していることは事実であり、ジェンダーバランスがとられていないと言えよう。育児と就業が両立できるような社会環境、雇用環境を整備しつつ、年金単位の「個人」化で女性の社会進出を促進し、不平等の起こらない年金制度のあり方として一元化を進めるべきであろう。その意味からも、育児にあたり育児休暇を取らずにそのまま無業となったり、短時間労働により厚生年金の適用要件を満たさなくなったとしても、その期間を国民年金と厚生年金の加入期間として参入したり、低下した報酬部分の金額を算定対象から除外するなどの措置は望ましい。また、育児費用のなかでも特に負担感の強い高等教育の費用を親から分離することができるために本人償還による奨学金の貸与制度の財源として年金の積立金を利用すれば、本人の償還ということで責任を本人にもたせることによって、早い自立心を育ませ、現在のようなパラサイトシングルや、いわゆるフリーターの増加を抑制させる効果も併せ持つという効果があるだろう。このような育児と就業両立できるような年金制度を並行的に整備したうえで、年金単位の個人化への移行を進めるべきであろう。

### 3.2 非典型労働者による公的年金制度への関わり方

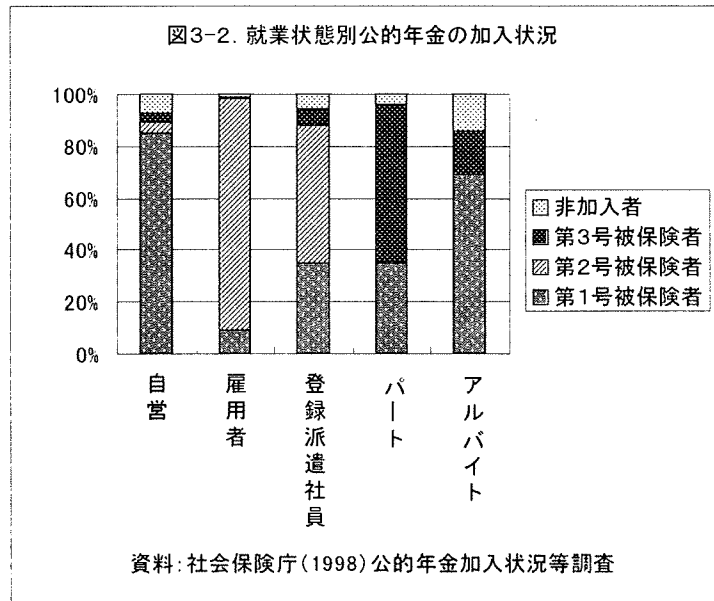
次に、典型労働者と非典型労働者との公的年金への加入状況の違いについて確認しておこう。ここでは平成10年に社会保険庁によって実施された公的年金加入状況等調査を利用した。本報告書論文のうち古郡論文にお



いて定義されているように、非典型労働を、労働者と企業の間、長期的・従属的・フルタイムの雇用関係のうちひとつでも欠けているものと定義すれば、ここでは、従属的関係

を欠く自営、長期的関係を欠く登録派遣社員<sup>1</sup>、フルタイムの関係を欠くパート<sup>2</sup>、アルバイトが非典型労働者に相当することとなる。そこで、まず、非典型労働者がどのような年金制度に属しているか把握すれば、図3-1のように、6割以上が国民年金のみの第1号被保険者であり、4分の1強が厚生年金あるいは共済年金の加入者の非扶養配偶者、すなわち第3号被保険者である。厚生年金あるいは共済年金の加入者そのもの、すなわち第2号被保険者となっている者はわずか4%を下回っている程度であって、ここに属することは、ほとんど例外的なケースに限られると言えよう。

さらに、それぞれの就業状態別の公的年金加入状況について示したものが図3-2である。これによれば、典型労働者とみなされる雇用の89.2%が第2号被保険者であり、自営の85.2%が第1号被保険者であることは制度上当然の結果であるにしても、パートには第2号被保険者がほとんどなく、およそ6割以上が第3号被保険者であり、35%が第1号被保険者である。



見方を変えれば、第3号被保険者の就業者の8割近くがパート労働者によって占められている。また、アルバイトの約7割が第1号被保険者であって、やはり第2号被保険者であるものはほとんどいないとともに、非加入者が14.4%もいることが特徴的である。

次にこれらを年齢別に示してみよう。調査対象年齢は、国民年金の加入年齢である20歳から、上限は59歳までである。まず自営については図示しなかったが、これは年齢とは関係なく全般的におよそ80%から90%近くが第1号被保険者となっている。図3-3によれば、登録社員は40歳台前半まで第1号被保険者と第2号被保険者の割合がおおよそ同じ程度であるが、40歳台後半以降にかけては第2号被保険者の割合が大きくなっており、この年齢以降の登録社員にあつては、実質的に典型的な雇用状態になる者の割合が多くなっていることを示している。また、図3-4によれば、パート労働者の30歳台から50歳台

<sup>1</sup> この場合の登録派遣社員とは、労働派遣法第2条第1項に規定される労働契約形態のもとで使用される労働者であり、派遣元と派遣労働者に労働契約関係、派遣元と派遣先事業所に労働者派遣契約、派遣先事業主に派遣労働者の指揮命令権がある場合の労働者でかつ登録型の労働者である。登録型とは、派遣労働者に登録させておき、派遣先から依頼を受けて労働者を派遣するときだけ派遣労働者との間に雇用契約を締結し、その期間が終了したら雇用契約を解除し、元の登録者に戻る型式である。

<sup>2</sup> この場合のパートとは、臨時に事業所に使用されるものであって、1日の所定労働時間が一般社員の概ね4分の3未満又は1ヶ月の所定労働日数が一般社員の概ね4分の3である者である。この場合のアルバイトとは、上記分類のうち、自営、雇業者、派遣、パートのいずれにも属さない就業であり、多くは学生の家庭教師等のアルバイト、内職などがそれに該当する。また、この場合のアルバイトとは、上記分類のうち、自営、雇業者、派遣、パートのいずれにも属さない就業であり、多くは学生の家庭教師等のアルバイト、内職などがそれに該当する。

前半に亘って、やはり既婚者が非扶養配偶者となって50%から70%強の非常に大きい割合で第3号被保険者となっている。資料からは性が判別できなかったが、そのほとんどが主婦であろう。図3-5はアルバイト労働者の状況であるが、20歳台から30歳台前半までを中心して第1号被保険者となっている割合が圧倒的に多い。これは、いわゆるフリーターと呼ばれる若年非正規労働者であって、労働時間を正社員よりも意図的に少なくする、あるいは少なくさせられることによって、厚生年金や共済年金には所属しないものである。なお、このアルバイト労働者に特徴的なことは、年金非加入者の割合が他の非典型労働と比較しても大きいことである。特に、20歳台後半と40歳台前半ではいずれも2割を超えている。この調査における非加入者とは、第1号被保険者となるべき者であるけれども加入の手続きを行っていない第1号未加入者、第3号被保険者となるべき者であるけれども加入の届出を行っていない第3号未届者、そしてその他の非加入者である。

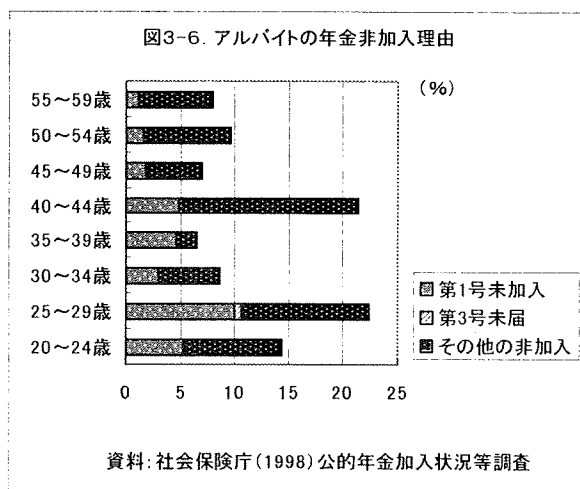
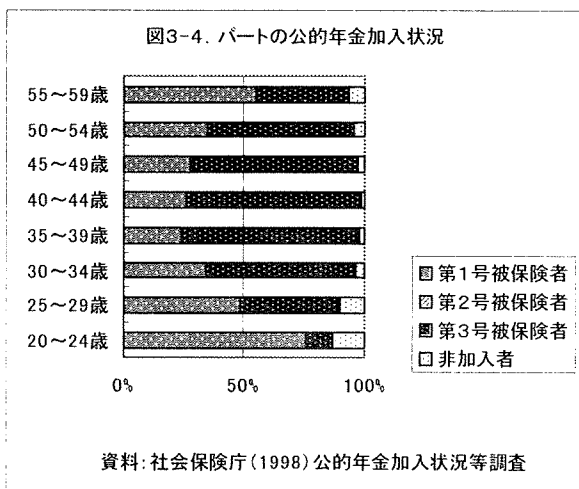
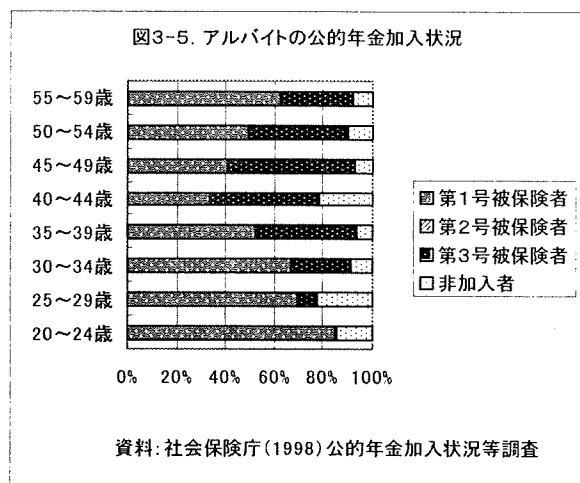
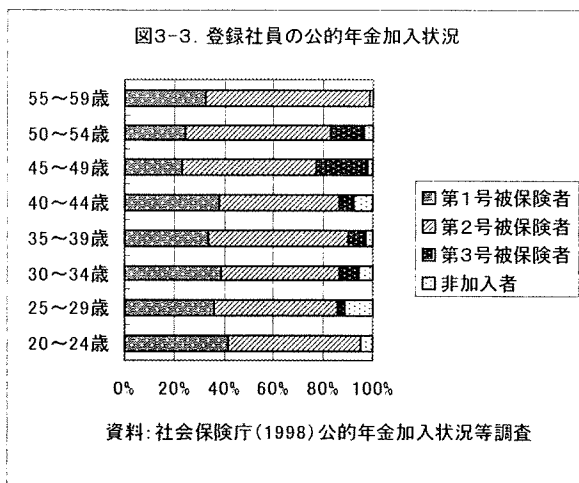


図3-6は、図3-5のパーセンテージポイントをそのままの値で移し、その内訳を示したものである。20歳台後半については、20歳台前半に親によって基礎年金の保険料を肩代わりされて第1号被保険者となっていた者が、卒業しても就職せずフリーター化した場合、年金制度への認識不足、情報不足などの理由により国民年金へ未加入であるケースと、



また経済的理由により保険料を支払うことが困難であるから、あるいは将来の年金制度への不安から意図的に加入しないというケースのあることが窺われる。ここでさらに第1号未加入の理由を尋ねたところ、ここで着目したいのは、40歳前半の、その他の非加入という理由の多さである。これは、その他の非加入のなかでも、調査時点ではたまたま未届であったが、基礎年金番号の付番が確認されているか、または調査結果で基礎年金番号が付番されていると断定できる者であり、その時点で各種別（第1号被保険者、第2号被保険者または第3号被保険者）の届出の提出がたまたま遅れている者が多く含まれており、具体的には転職者や短期的な失業者などがこの年齢区分に多く該当しているものと考えられる。

### 3.3 世代会計による非典型労働と公的年金の分析

#### 3.3.1 世代会計の分析方法について

世代間の受益と負担の関係を分析する手法として世代会計という方法がある。この研究は、人口高齢化のような人口の構造変化が将来の財政負担を変動させるという影響を計量的に把握するという目的から、L.J.コトリコフらが1980年代を中心に開発したものである。もともとはマクロ経済学における世代間所得移転や財政政策の効果分析などからそのアイデアを着想し、Kotlikoff(1992)によって理論的な体系化に到達したと言われている。この手法の大規模な適用例としてはアラン・J・アウアバックほか(1998)によって、先進諸国を中心にした国際比較が挙げられる。

日本においても、1996年の『フィナンシャル・レビュー』における世代会計の特集が企画され、麻生・吉田(1996)論文がそこに所収されているが、これが我が国における最も先駆的で代表的な先行研究の一つとして挙げられる。その後、経済企画庁の審議会報告や経済白書などにおいてもこの世代会計の手法が有効に利用された分析結果が紹介されるようになるほど、この世代会計が一般的な分析手法として認知されるようになってきた。さらに現在では、Bonin(2001)のように、高度に発展させつつ実践的とも言えるな専門書も刊行され、人口や労働市場の構造変化が社会保障や国民負担へ及ぼす影響の推計や財政政策のシミュレーション分析をするうえで非常に有力な分析手段の一つとなっている。とはいえ、この分析手法そのものに関係する理論面あるいは実証面における問題が完全に解決されているわけではない。残存する代表的な問題点としては、世代会計が理論的に想定している分析単位が個人単位であるにもかかわらず、調査あるいはその結果としてのデータにおける制約のために、実証・計量分析に当たっては、実際的には世帯単位でしか把握することができない。概念としては類似していても、当然、これらの両者の間には差異が生じるという問題がある。我が国には完全な個人ベースのパネルデータに乏しく、わずかに存在するパネルデータでも現状では大規模なマクロ分析に耐えられるほどのサンプル数と十分な回答項目が用意されているとは言い難い。従って、理論的には個人単位で想定されている分析の枠組みであっても、実際にそれを分析する際には、一般的には、やはり

世帯ベース（正確には、世帯主の年齢別世帯ベース）の世代間受益負担を計算される場合が多い。これはデータの制約上やむを得ないとも思われるが、この問題を部分的に改善しようと取り組んだ研究として鈴木（1999）があり、今後もさらに改善の余地が残されていると言えよう。

これまでの、公的年金と非典型労働との関係について論じてきたが、このような問題点が計量的にシミュレーションすることができれば、その問題の重要性を改めて認識できるとともに、公的年金に連動した労働政策のあり方を考察できるであろう。特に、年金の受益と負担の違いは、所属するコーホートによってももちろん異なるが、非典型労働であることと、あるいは典型労働であることは今回の世代会計を用いた研究によって初めて明らかにされるものである。

現在のような急速な少子高齢化や労働市場の流動化が進むなか、年金や医療などの社会保障についてはもちろん、最近では、租税収入の直間比率、また所得税控除や夫婦合算課税の議論、育児保険に関する議論などが盛んである。世代会計によって世代間負担と世代間受益の割合を正確に把握することは、その種の議論の基礎的材料としても必須である。それにより世代間の公平性を保ってコンフリクトを回避するための年金制度の変更も含めた財政政策のあり方を考えてみたい。本論文では、その第一歩として、世代会計の手法を用いて、世代（10 毎の出生コーホート）毎の受益と負担に関する 2050 年までのシミュレーションを組んだ結果を示して現在のような非典型労働の増加が年金財政に及ぼす影響を明らかにすることを目的とするものである。

一方で、年金財政のシミュレーションとしては、厚生労働省年金数理局による財政再計算がある。これは、将来人口や将来労働力率の推計値を基礎数にして将来の被保険者数を推計し、そこへさらに被保険者や受給者の実績数の変化、制度改正による影響、賃金上昇率や物価上昇率といった経済基調の変化を考慮して推計するものである。本論文において用いた世代会計の計算手法がこれと異なる点は、世代会計では世帯（主）コーホートを基準にして計算していることと、政府のマクロ会計全体で計算していることである。また、前提とする経済指標などの仮定値が異なるため、当然、計算結果も異なることは注意しておきたい。

### 3.3.2 政府所得・支出勘定

まず、初めにマクロ全体の会計構造を把握するために、現在時点を平成 12（2000）年として、同年単年の会計構造を計算する。その理由は、その年が、国民経済計算など今回の分析に必要なデータ資料がすべて揃えて入手可能とする最も新しい年度となるからである。政府の 2000 年（暦年）の所得・支出勘定を示したのが表 3-1 である。簿記上の借方に受取、貸方に支払に関する項目を置いたが、この場合、政府を主体としての受取、支払という意味であって、それはすなわち国民にとっては逆にそれぞれ支払い負担、受取り受益を意味することになる。受取の主な項目としては税や、あるいは年金などの社会保険料とい

った国民負担に相当するものである。一方、支払としては経済主体としての政府の消費支出や、国民への補助金や社会保険給付などがある。これらの勘定の合計は、201兆4126億円ということで貸方と借方が一致する。

受取項目について、この後の世代会計の分析における国民負担の按分をするために、税と社会保険料の受取、すなわち、国民にすれば支払額を分けるとするならば、税は87兆3433億円、社会保険料は50兆7323億円となる。これら以外はその他とする(表3-2)。なかでも、政府受取の中の社会保険料を同年平成12年の総務省『家計調査』における勤労者世帯の社会保険料の内訳に従って按分すれば、公的年金保険料の支払い総額は32兆1457億円となる。支払項目についても、同様の按分方法を用いれば、社会社会保障給付50兆9491億円のうち、44兆5728億円が公的年金給付として国民へ支払われることとなる。

受取		支払	
生産・輸入品に課される税(受取)	43,136.1	現実最終消費(現実集合消費)	37,905.8
財産所得(受取)	10,020.7	財産所得(支払)	17,127.5
所得・富等に課される経常税(受取)	44,207.2	補助金(支払)	4,762.2
社会負担(受取)	53,348.7	現物社会移転以外の社会給付(支払)	50,949.1
(1)現実社会負担	50,732.3	現物社会移転(支払)	48,091.0
a. 雇主的強制的現実社会負担	25,557.2	その他の経常移転(支払)	55,382.7
b. 雇用者の強制的社会負担	25,175.1	貯蓄(純)	-12,805.7
(2)帰属社会負担	2,616.4		
その他の経常移転(受取)	50,699.9		
	201,412.6		201,412.6

資料: 内閣府 平成13年度『国民経済計算(93SNA)』

受取		支払	
税	87,343.3	最終消費支出	85,996.8
社会保険料	50,732.3	社会保障給付	50,949.1
公的年金保険料	32,145.7	公的年金給付	44,572.8
健康保険料	17,149.9	その他の社会保険給付	6,376.3
その他の社会保険料	1,436.7	その他	77,272.4
その他	63,337.0	貯蓄(純)	-12,805.7
	201,412.6		201,412.6

資料: 内閣府『平成13年度国民経済計算(93SNA)』、総務省『平成12年 家計調査年報』

ここで、2000年単年でみた場合の国民の負担額について、それぞれ一定の合理的な根拠に基づき、世帯主の年齢階級毎に按分してみた。世帯主の年齢階級は、29歳以下、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上という区分をした。これもすべてのデータを満たす最も小さい幅の年齢階級幅が10歳区分であるからというもっぱらデータ制約に起因するものである。

まず、社会保険料と間接税については、すべての国民が差別無く同程度に負担している

と仮定して、すべての年齢階級毎の世帯数によって按分した。具体的には、社会保険料については、厚生労働省の『所得再分配調査』によって、各年齢別世帯主の世帯の平均支払額にもとづいて按分した。間接税については、総務省の『家計調査』によって、それぞれの世帯主の年齢別世帯に対応した間接税の平均支払額にもとづいて按分した。直接税については、まず法人による支払分と家計による支払分とに区分し、法人分の内訳としては、賃金、配当、製品価格などを通して、最終的には家計にも転嫁されているはずなので、資本分と労働分を合わせた供給側の要素所得に半分、また製品分の需要側に半分が転嫁されるとして、法人分の半分づつがまず供給と需要にそれぞれ分けられる。さらに供給分の内訳として、財務省の同年平成12年の『法人企業統計』のマクロ経済的労働分配率に基づき、66.5%が資本分へ、残りの33.5%が労働分へと転嫁されるように按分した。これらの各年齢別世帯主の世帯へとマクロ的に按分された負担額の合計を示したものが表3-3である。

表3-3. 全世帯合計の負担(政府の受取)と受益(政府の支払)  
(単位:10億円)

負担内訳				
項目	歳入	社会保険料	間接税	直接税
政府部門	138,076	50,732	43,136	44,207
家計部門				
全年齢階級	138,076	50,732	43,137	44,207
～29	18,332	7,420	6,262	4,651
30～39	28,983	11,086	10,278	7,619
40～49	35,170	13,617	10,818	10,735
50～59	38,301	13,955	11,365	12,982
60～	17,290	4,655	4,415	8,220

項目	直接税負担内訳					家計分	勤労所得税	その他の税
	直接税	法人分	資本分	労働分	製品分			
政府部門	44,207	16,575	2,776	5,511	8,288	27,632	25,722	1,910
家計部門								
全年齢階級	44,207	16,575	2,776	5,511	8,288	27,632	25,722	1,910
～29	4,651	2,039	80	793	1,165	2,612	2,432	181
30～39	7,619	2,755	32	1,164	1,560	4,864	4,528	336
40～49	10,735	3,675	278	1,441	1,956	7,060	6,572	488
50～59	12,982	4,344	853	1,459	2,032	8,637	8,041	597
60～	8,220	3,762	1,533	654	1,575	4,459	4,150	308

表3-4. 典型労働世帯と非典型労働世帯との負担分割(全世帯合計)  
(単位:10億円)

負担内訳										
項目	社会保険料 (年金保険料)		2人以上の世帯負担分	うち非典型労働世帯負担分	うち典型労働世帯負担分	単身世帯負担分	うち非典型労働世帯負担分	うち典型労働世帯負担分	非典型労働世帯負担分合計	典型労働世帯負担分合計
	50,732	32,146								
全年齢階級	50,732	32,146	18,903	7,410	11,493	13,242	2,426	10,821	9,836	22,314
～29	7,420	4,702	2,580	968	1,612	2,121	773	1,349	1,741	2,961
30～39	11,086	7,025	3,863	1,431	2,432	3,161	482	2,692	1,913	5,124
40～49	13,617	8,628	4,929	1,932	2,998	3,699	386	3,313	2,318	6,310
50～59	13,955	8,842	5,278	2,188	3,091	3,564	589	2,975	2,777	6,066
60～	4,655	2,949	2,252	892	1,360	697	195	493	1,088	1,853

さらにこれを、二人以上の世帯の場合、世帯主の配偶者がパートまたはアルバイトの就業形態をとる世帯、および単身世帯の場合、世帯主本人がパートまたはアルバイトの就業形態をとる世帯を非典型労働世帯とし、二人以上の世帯の場合、世帯主の配偶者がフルタイムの就業形態をとる世帯、および単身世帯の場合、世帯主本人がフルタイムの就業形態をとる世帯を典型労働世帯として分け、それぞれの世帯主年齢階級別の負担額を計算した